

# せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



- 生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。
- このしおりは基本的な事項を記載しています。
- 生活保護の決定は、個々のケースにより異なるのでためらわず、お気軽にご相談ください。

こうふしふくしじむしょ  
甲府市福祉事務所

こうふしやくしょ せいかつふくしか ほごがかり  
(甲府市役所 生活福祉課 保護係)

# せいかつ ほ ご 生活保護について

## せいかつ ほ ご ○生活保護とは

ねんきん きゆうよ しゅうにゆう せたい き さいていせいかつひ したまわ かた せたい じぶん しゃん  
年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る方(世帯)で、自分の資産や  
のりよく せいど かつよう せいかつ いじ でき かた せたい くに けんこう ぶんかてき  
能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することが出来ない方(世帯)に、国が「健康で文化的な  
さいていげんど せいかつ ほしやう にほんこくけんぽうだい じよう せいかつ ほごほう さだ せいど  
最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条や生活保護法で定められた制度です。

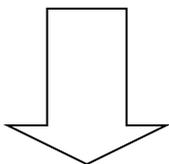
## せいかつ ほ ご もくてき ○生活保護の目的は

せいかつ ほご しゃん のりよく かつよう せいかつ こま すべ かた せたい じょうたい おう ひつよう ほご  
生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困る全ての方(世帯)に、その状態に応じて必要な保護  
おこな せいかつ しえん もくてき  
を行い、その生活を支援することを目的とします。

## せいかつ ほ ご りよう なが 生活保護利用までの流れ

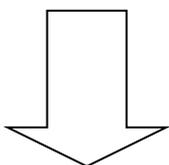
さまざま りゆう せいかつ むずか とき ふくしじむしょ  
様々な理由により生活することが難しくなってしまうことがあります。そのような時は、福祉事務所に  
そうだん せいかつ ほご りよう てつづ ひつよう  
相談してください。生活保護を利用するためには手続きが必要です。

### ① そうだん せいかつ こま そうだん 相談 (生活に困っていたら相談を)



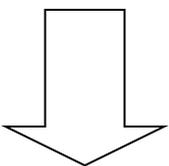
そうだん じ せいかつ じようきやう しゃん じようきやう しんぞく こうりゆうじようきやう き  
相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを聞かせていただきます。  
ぷらいべーとな ぶぶん があるため、出来る範囲で結構ですので、気軽に相談してください。  
そうだん なか せいかつ ほご せいど せつめい  
相談をする中で、生活保護の制度について説明します。

### ② しんせい しんせい いし かくにん 申請 (申請の意思の確認)



せいかつ ほご りよう ほんにん いし しんせい ひつよう せいかつ ほご しんせい ふくし  
生活保護の利用は、本人の意思で申請することが必要です。生活保護の申請は、福祉  
じむしょ しゃんせいしよるい きにゆう ていしゆつ しんせい ともな ちょうさ ひつよう  
事務所にある申請書類に記入して提出していただきます。なお、申請に伴い、調査に必要な  
しよるい しゃん じようきやう かくにん しりよう ていしゆつ  
書類や資産状況が確認できる資料を提出していただいております。  
じじよう ほんにん しんせい とき しんぞく だいいり しんせい で き  
なお、事情により本人が申請できない時は、親族などが代理で申請することも出来ます。

### ③ ちょうさ しんさ しんせい ないよう ちょうさ おこな しんさ 調査・審査 (申請の内容について調査を行い、審査します)



せいかつ ほご しんせい たんとう せいかつ じようきやう しゃん じようきやう ちょうさ  
生活保護の申請をすると担当ケースワーカーが生活状況、資産状況などを調査します。  
ちょうさ あと せいかつ ほご しえん ひつよう しんさ  
なお、調査の後に生活保護による支援が必要であるかどうかを審査します。

● **資産調査**について

生活保護の申請を受けると、銀行や生命保険会社などで預貯金、生命保険の加入状況を、また関係機関に土地家屋、自動車等の保有状況を調査します。

なお、高価な貴金属など活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。

● **能力の活用**について

働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障がい、その他の理由により働けない場合は、その問題の解決を優先とします。

なお、求職活動をするにあたり、就労支援や就業訓練等の支援も行っています。

● **扶養義務**について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務がある方から援助を受けることができる場合は、受けてください。

なお、DV(家庭内暴力)や虐待など特別な事情がある場合は、親族への照会を見合わせることもありますので、事前にご相談ください。

● **他の制度の優先活用**について

生活保護以外に年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるための様々な公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合は、それらを優先して活用していただきます。



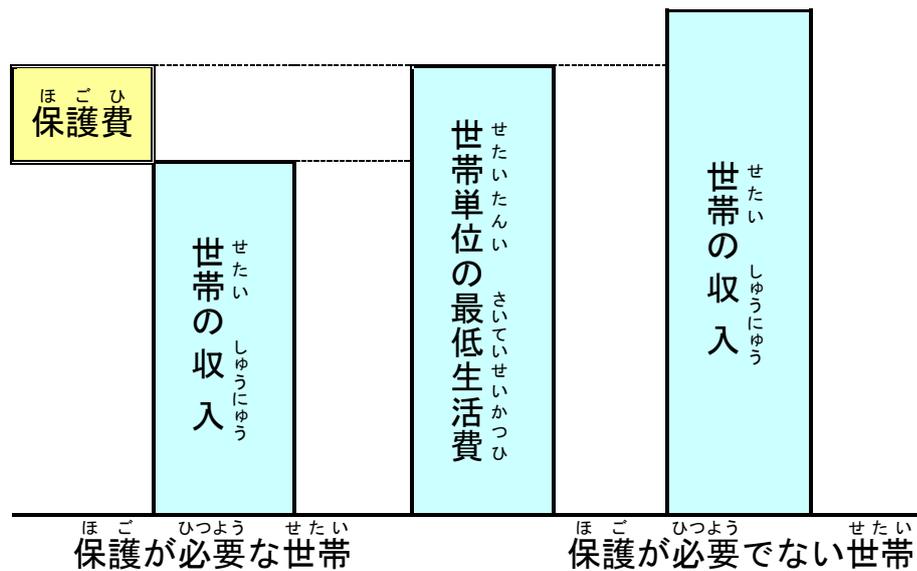
## ● 審査について

様々な調査と合わせ、生活保護の利用が必要であるかどうかの審査を行います。

審査にあたっては、生活費、住宅費、医療費などで算定される世帯単位の最低生活費と給料、年金、各種手当などの世帯収入を比較して判定します。

次の図のように、世帯単位の最低生活費に対して世帯の収入が不足する場合は生活保護の利用が必要と判断し、不足分を補います。

また、世帯の収入が世帯単位の最低生活費を超えている場合は、生活保護の利用は必要ないと判断することになります。



\* 世帯単位の最低生活費は、世帯員の人数や世帯員の年齢によって決定されます。

\* 世帯の収入には世帯員が受け取る給料、年金、手当、給付金、還付金、仕送りなどがあります。

## ● 結果通知について

申請した日から原則として14日以内(特別な事情で調査に時間を要する場合は最長で30日以内)に結果を通知します。

## ④ ほごかいし 保護の開始

生活保護の決定後に保護費の支給が始まります。

また、担当ケースワーカーによる自立に向けた支援が始まります。

## ● 生活保護の種類について

生活保護を利用される方(世帯)は、必要に応じて、次の扶助が受けられます。

- 1 <sup>せいかつふじょ</sup>**生活扶助**  
<sup>いしょく こうねつひ にちじょうせいかつ ひつよう ひよう せたい にんずう ねんれい さんてい がく</sup>  
 衣食、光熱費など日常生活に必要な費用を世帯の人数や年齢で算定した額を  
<sup>しきゅう</sup>  
 支給します。
- 2 <sup>じゅうたくふじょ</sup>**住宅扶助**  
<sup>やちん ちだい じゅうたくほしゅうひ げんどがくない しきゅう</sup>  
 家賃、地代、住宅補修費など限度額内で支給します。
- 3 <sup>きょういくふじょ</sup>**教育扶助**  
<sup>ぎ む きょういく う がくようひんひ きゅうしょくひ さいていげんひつよう けいひ しきゅう</sup>  
 義務教育を受けるための学用品費、給食費などの最低限必要な経費を支給  
 します。
- 4 <sup>いりょうふじょ</sup>**医療扶助**  
<sup>いりょう ひつよう けいひ ししゅつ</sup>  
 医療に必要な経費を支出します。  
<sup>ふくしじむしょ ちよくせついりょうきかん しはら</sup>  
 (福祉事務所から直接医療機関に支払いをします。)
- 5 <sup>かいごふじょ</sup>**介護扶助**  
<sup>かいご う ひつよう けいひ ししゅつ</sup>  
 介護サービスを受けるために必要な経費を支出します。  
<sup>ふくしじむしょ ちよくせつかいごきかん しはら</sup>  
 (福祉事務所から直接介護機関に支払いをします。)
- 6 <sup>しゅつさんふじょ</sup>**出産扶助**  
<sup>しゅつさん ひつよう ひよう げんどがくない しきゅう</sup>  
 出産に必要な費用を限度額内で支給します。
- 7 <sup>せいぎょうふじょ</sup>**生業扶助**  
<sup>こうとうがっこう ひよう しゅうしょく ひつよう ぎのう しかく しゅうとく</sup>  
 高等学校でかかる費用や就職するために必要となる技能・資格の習得にかかる  
<sup>ひよう しきゅう</sup>  
 費用を支給します。
- 8 <sup>そうさいふじょ</sup>**葬祭扶助**  
<sup>せたいいん な さい ひつよう そうぎ ひよう げんどがくない しきゅう</sup>  
 世帯員が亡くなった際に必要な葬儀にかかる費用を限度額内で支給します。
- 9 <sup>しんがく しゅうしょくじゆんびきゅうふきん</sup>**進学・就職準備給付金**  
<sup>せいかつ ほ ご じゅきゅう せたい だいがく しんがく ちゅうがく こうこうそつぎょう</sup>  
 生活保護を受給している世帯のお子さんが大学などに進学または中学・高校卒業  
<sup>じしゅうしょく せいかつ ほ ご はいし きゅうふきん</sup>  
 時就職し、生活保護が廃止されたときの給付金です。

## 生活保護を利用される方(世帯)の権利について

生活保護を利用される方(世帯)は、次のような権利が保障されます。

- 条件を満たせば、全ての方(世帯)が平等に生活保護制度を利用できます。
- 正当な理由なく、生活保護費を削減されたり、生活保護が利用できなくなったりするようなことはありません。
- 受け取る生活保護費や保護に係る物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- 当福祉事務所の決定の内容に不服がある場合は、その決定を知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をすることが出来ます。

## 生活保護を利用される方(世帯)の義務について

生活保護を利用される方(世帯)は、生活の維持や自立した生活が送れるようになるため、次のような義務があります。

- 生活費の無駄をなくし、計画性を持って生活してください。
- 保護費は自立した生活を維持するために使ってください。  
(借金を返済することは認められません。)
- 働ける方はその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。
- 病気やケガで働けない方は、医師の指示を守り治療に専念してください。
- 正しい生活保護の利用のためにケースワーカーが指示・指導をしますのでこれに従ってください。
- 生活状況に変化があったときは、必ず報告書を提出してください。

### 1 生活の状況に変化があったとき

- 住所が変わるとき(事前に相談をしてください)
- 世帯員の増減があったとき(事前に相談してください)
- 本人及び世帯員の死亡・結婚・離婚・入退学・入退院・就職・離職等変更があったとき

- 本人及び世帯員が健康保険の資格を取得・喪失したとき
- 帰省するなど家を長期間留守にしなければならないとき(事前に相談してください)
- 家賃・地代が変更されたとき
- その他生活の状況に変化があったとき
- 自立した生活が見込めるようになったとき

## 2 収入の状況に変化があったとき

- 毎月の給与を受け取ったとき、また賞与収入があったとき
- 年金などの公的手当が受給できることになったとき
- 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給ができることになったとき
- 扶養義務者をはじめ他者から金銭・物品の援助を受けたとき
- 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- 交通事故による慰謝料、補償金などがあったとき
- 債務整理による過払金があったとき
- 不動産などの資産売却収入があったとき
- 相続・養育費・仕送りなどの収入があったとき
- その他収入を受け取ったとき

## 医療機関に受診されるときには

- 福祉事務所にきて、「医療券」を受け取ってから受診してください。
- 休日や夜間などやむをえず受診しなければならない時には、後日必ず福祉事務所に連絡してください。

※生活保護の申請をした日から保険証が使えなくなり、「医療券」で対応することになります。

## 介護保険サービスを受けるときには

65歳以上の高齢者、または、40歳以上64歳以下の人で「初老性の認知症」・「脳血管疾患」などの特定の病気があり、自力で生活を維持することが困難なときに介護保険サービスを利用することができます。

介護保険サービスを利用するには、まず介護認定を受ける必要があります。

身体が不自由になり、介護保険サービスを利用したい時には、ご相談ください。

## ほごひ へんかん 保護費の返還について

つぎ ばあい せいかつ ふくしか さだ がく へんかん  
次のような場合には、生活福祉課が定める額を返還してください。

- しゅうにゅう しんこく ほか とどけで しんこく ふせい ほご う  
収入の申告や、その他の届出をおこたったり、うその申告をして不正に保護を受けたとき。  
(その場合、懲役・罰金などの刑に処せられることがあります。)
- かくしゅねんきん てあ うと  
各種年金・手当てをさかのぼって受け取ったとき。
- せいめいほけん かいやく ほけんきん うと  
生命保険を解約したり、保険金を受け取ったとき。
- ゆうきゆうしさん ばいきやく しゅうにゅう え  
遊休資産を売却し、収入を得たとき。
- しりょく きゅうはく じょうたい ほご  
資力がありながら急迫な状態で保護をうけたとき。

## そうだん ケースワーカーに相談を

せいかつ ほご りよう かた せたい せいかつ い じこうじょう じりつ せいかつ  
ケースワーカーは、生活保護を利用している方(世帯)が生活の維持向上や自立した生活ができるようになるにはどうすれば良いかを一緒に考え、手助けをする者です。

ていきでき かていほうもん おこな こま わ  
そのため、定期的に家庭訪問などを行っています。困ったことや分からないことがあるときには  
たんどう とうたん  
担当ケースワーカーに相談をしてください。

あなたのたんどうは、 \_\_\_\_\_ です。

### 甲府市福祉事務所

(甲府市役所生活福祉課)

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18-1

Tel : 055-237-1161 (生活福祉課保護係)

055-237-5431 (直通)

Fax : 055-228-4889